早期事業再生法とそのもとでの事業再生のあり方
―金融機関への影響も踏まえて―

中央大学 教授
山本 和彦

1　わが国の債務整理の現状と課題

わが国における債務整理の方法としては、大きく私的整理と法的整理の２種類がある。法的整理は裁判所における債務整理であり、債権者の多数決で実施できる点にメリットがあるが、すべての債権者を（商取引債権者等も含めて）手続の対象にしなければならない点で限界もある。他方、私的整理は裁判所外で行われる債務整理であり、一部債権者（金融債権者等）のみを対象として柔軟に実施できる点にメリットがあるが、債権者全員の同意を得なければならない点で限界もある。このような債務整理の「二分法」は、商取引債権等を債務整理の対象から除外して事業価値を維持しながら、金融債権者等（外資系金融機関等）の反対を抑え込んで多数債権者による事業再生を図る際には十分機能しないおそれのあることがかねてから指摘されてきた。

いわゆる「私的整理の多数決化」の議論は、私的整理と同様、裁判所外で対象を金融債権者等に限定しながら、法的整理と同様、対象債権者の多数決により事業再生を実施する枠組みを模索するものである。ある意味で、法的整理と私的整理の「良いとこどり」を目指した構想といえる。このような構想は、20 年以上にわたって議論されてきたものであるが、本格的な立法論の俎上に上ったのは、コロナ禍後、増加が予想される事業再生事案に対処する必要性が意識されたことによる。

その結果、2022 年、政府の「新しい資本主義実現会議」の中に検討会が設けられ、試案の提示と関係者へのヒアリング等が行われた。そこでの議論はいったん頓挫したものの、その後、2024 年になって議論の舞台を産業構造審議会に移し、報告書のとりまとめとパブリックコメントが実施された。その結果、2025 年６月、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（以下、「早期事業再生法」という）が成立したものである（2026 年 12 月までに施行予定）。

2　早期事業再生法の主なポイント

早期事業再生法による手続の基本的な流れは、債務者が第三者機関（指定確認調査機関）に対象債権者の権利変更を申し立て、権利変更議案について対象債権者が多数決によって決議し、その決議について裁判所の認可決定を得て実施するというものである。すなわち、対象債権者が金融機関等一部の債権者に限られる点で法的整理とは異なる一方、多数決＋裁判所の認可により成立する点で私的整理とも異なる手続となっている。

このような手続を構想するにあたり総論的に問題となったのは、制度の正当性・合憲性であった。この点はこの議論の当初から問題とされてきた論点であったが、産業構造審議会部会の検討では、金融債権の公共性・専門性、他の事業再生手続との均衡、私的整理の慣行による規範意識の形成等によって合憲性が基礎づけられるものとされた。また、本制度の位置づけについても種々議論があったところであるが、私的整理でも法的整理でもない「第三の手続」として

【執筆者紹介】

佐々木 宏之（ささき・ひろゆき）　**〈編者／第１章、第３章、第５章７節、終章１節　執筆〉**
北海道銀行 融資部 上席融資役
1985 年北海道銀行入行、営業店勤務を経て 02 年より審査管理グループ（現融資部事業性融資管理回収担当）、05 年より現職。10 年～ 19 年全国地方銀行協会地方銀行研修所「債権管理保全指導者講座」「金融法務講座」講師、16 ～ 23 年北海道金融法務実務研究会幹事。著書・雑誌寄稿多数。著書最新刊に、『債権回収の手引』（金融財政事情研究会、2025 年）がある。

髙井 章光（たかい・あきみつ）　**〈編者／第２章、第４章、終章２節　執筆〉**
髙井総合法律事務所 代表パートナー弁護士・一橋大学大学院法学研究科客員教授
・東京大学大学院法科大学院非常勤講師
1992 年司法試験合格、95 年あさひ法律事務所入所。須藤・髙井法律事務所パートナーを経て、16 年髙井総合法律事務所開設。主な取扱業務は、倒産・再生事件、M＆A、企業法務等。最近の著書に『法律実務家のための私的再生の基礎知識』（有斐閣、2025 年）、『リーガルクエスト倒産法』（共著、有斐閣、2024 年）がある。

野口 隆一（のぐち・りゅういち）　**〈第５章６節　執筆〉**
髙井総合法律事務所 パートナー弁護士
2004 年弁護士登録。20 年髙井総合法律事務所パートナー。第二東京弁護士会倒産法研究会副代表幹事。主な取扱業務は、企業法務、事業再生、倒産、不動産関連事業等。

犬塚 暁比古（いぬづか・あきひこ）　**〈第５章４節　執筆〉**
髙井総合法律事務所 パートナー弁護士
2011 年司法試験合格、12 年第二東京弁護士会弁護士登録。須藤・髙井法律事務所アソシエイト弁護士勤務を経て、髙井総合法律事務所開設に参加。企業法務全般に業務を行い、特に破産・倒産事件を専門に扱っている。

柳澤 憲吾（やなぎさわ・けんご）　**〈第５章１節・５節　執筆〉**
髙井総合法律事務所 弁護士
2020 年弁護士登録。同年髙井総合法律事務所入所。主な取扱業務は、倒産・事業再生等。

深山 安幸（ふかやま・やすゆき）　**〈第５章２節・３節　執筆〉**
髙井総合法律事務所 弁護士
2022 年司法試験合格、23 年髙井総合法律事務所入所。主な取扱業務は、倒産・再生事件、一般民事事件等。

＊　＊

山本 和彦（やまもと・かずひこ）　**〈前書き　執筆〉**
中央大学 教授
東京大学法学部卒業。東北大学助教授、一橋大学助教授、同大学教授等を経て、現職。主な研究分野は民事訴訟法、倒産法、民事執行法、ＡＤＲ法等。主な著書として、『倒産処理法入門〔第６版〕』（有斐閣、2024 年）、『民事裁判手続のＩＴ化』（弘文堂、2023 年）など。

第１章　金融機関からみた私的整理手続における現状

第１節　私的整理手続の趣旨・目的

一　私的整理とは

債務整理の方法は、大別すると「無秩序型」、「私的整理手続」、「法的整理手続」の３パターンに分類できる（図表１）。そして、私的整理手続にも法的整理手続にも、「再生型（再建型）」と「清算型（廃業型）」がある。「法的整理手続」については第５章で詳述するとして、本章～第４章では、私的整理手続について解説する。また、本章は金融機関の目線で私的整理の現状について概観する。

なお、本稿の記述内容についてはすべて筆者の執筆時点での解釈に基づく私見であり、所属する組織の見解等とは一切関係がないことをお断りしておく。

１．無秩序型

主に、取引先企業が倒産した場合に、債務整理を完全に投げ出して逃げ回ったり開き直って債務を踏み倒そうとしたりするパターンである。この場合、その清算はきわめて無秩序な形で進められる。このような債務者不在で行われる整理（債務者により行われない整理）の類型を「無秩序型」とよぶことにする。その典型が、夜逃げ型である。近時、経営者の保証を徴求しない融資が増加しており、主債務者法人の業況悪化が顕著となった際、保証人となっていない経営者が経営を放棄したうえに、夜逃げもせず、堂々と無秩序型整理を行う例も散見されるようになっている。

２．私的整理手続

法的整理手続が、それぞれの根拠法に従い、裁判所の監督・指導のもとで行われる手法であるのに対し、私的整理手続は、債権者の集団と債務者の話し合いで整理手続を進めていく手法、すなわち「集団的和解」である。法的整理手続は、裁判所の厳格な監督・指導のもとで行われるため、手続の透明性や公正性が高い反面、法律の枠に規制されるため手続

【図表１】各種の債務整理方法

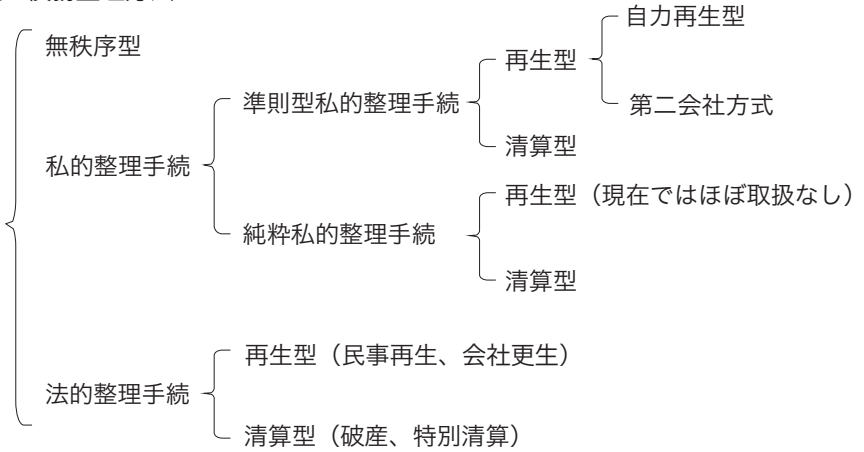

（出所）筆者作成

第２章　私的整理手続の流れ

第１節　現在の私的整理手続の流れ

一　手続実施機関型と手続実施機関不在型

現在の私的整理手続では、大企業や中堅企業は事業再生ＡＤＲを専ら利用し、中小企業は中小企業活性化協議会スキーム、中小企業版私的整理手続を中心としながら、特定調停スキームやそれほど数多くはないものの債務者代理人弁護士主導の純粋私的整理手続が利用されている。

このように債務者の規模によって利用される私的整理手続は異なるが、さらに私的整理を司る第三者の機関（手続実施機関）が存在する場合と存在しない場合に分けることができ、その違いによって手続の進め方が異なる。手続実施機関が存在する私的整理手続としては、事業再生ＡＤＲ、中小企業活性化協議会スキーム、特定調停スキーム、さらにはＲＥＶＩＣスキームとなるが、他方、中小企業版私的整理手続と純粋私的整理手続においては手続実施機関が存在しない。

なお、2025年に成立した早期事業再生法に基づく私的整理手続（本号では、「早期事業再生手続」という）は、大企業・中堅企業向けの手続実施機関型の手続である。

まとめると図表１のとおりとなる。

二　手続実施機関が存在する場合の私的整理手続の流れ

手続実施機関が存在する場合の私的整理手続の一般的な手続の流れは図表２のとおりである（注１）。

１．申込みから第１回バンクミーティングまで

債務超過に至り、資金繰りに問題が生じた

【図表１】私的整理の種類

	大企業・中堅企業向け	中小企業向け
再生型		
手続実施機関が存在	事業再生 ADR・REVIC スキーム・特定調停スキーム（地裁）・早期事業再生手続	中小企業活性化協議会スキーム・特定調停スキーム（簡裁）
手続実施機関は不在	私的整理ガイドライン・純粋私的整理	中小企業版私的整理手続・純粋私的整理
清算型		
手続実施機関が存在	特定調停スキーム（地裁）	特定調停スキーム（簡裁）
手続実施機関は不在	純粋私的整理	中小企業版私的整理手続・純粋私的整理

（出所）筆者作成

（注１）　具体的なモデルストーリーについては、髙井章光『法律実務家のための私的再生の基礎知識』193頁（有斐閣、2025年）を参照されたい。同書は弁護士などの法律実務家向けの入門書であるが、金融機関担当者向けの入門書でもある。

第3章 バンクミーティングにおける金融機関の姿勢

第1節　事前準備

一　事業再生計画案議決のためのバンクミーティング

ここでは、準則型私的整理手続で最も重要なイベントである「バンクミーティング」において、金融機関がとるべき対応について述べる。再生型も清算型も基本的な考え方は同じであり、以下、主に再生型における対応を中心に解説し、清算型については、再生型と異なる部分について補足することとする。

再生スキームによってバンクミーティングの開催方法は異なるが、事業再生計画案（再生型の場合。清算型の場合は「弁済計画案」となるが、本章では特に断らない限り両者を一括して以下、「事業再生計画案」という）が策定されると、（通常はメイン行の同意を得たうえで）事業再生計画案についての合意を形成すること（または事業再生計画案について説明すること）を目的に、バンクミーティングが開催される。

事業再生計画案の議決方法は、①事前に事業再生計画案説明のためのバンクミーティングを開催し、後日当該計画案決議のためのバンクミーティングを開催する方式、②事業再生計画案説明のためのバンクミーティングを開催し、対象債権者の同意・不同意の意思表示の期限を定め、バンクミーティングを開催せず文書による意思表示を募る方式、③対象債権者に対して個別に事業再生計画案を説明し、後日当該計画案決議のためのバンクミーティングを開催する方式、④対象債権者に対して個別に事業再生計画案を説明し、対象債権者の同意・不同意の意思表示の期限を定め、バンクミーティングを開催せず文書による意思表示を募る方式がある。本節でいう「バンクミーティング」は、①および③の事業再生計画案決議のためのバンクミーティングを指すが、次節一で、補足として、金融機関としてとるべき事業再生計画案説明のためのバンクミーティングへの対応についても解説する。

なお、現段階では具体的な手続方法は不明であるが、早期事業再生法に基づく債務整理手続においては、通常の私的整理手続における「事業再生計画案」に当たる「権利変更概要書」（同法３条１項本文、２項各号）、「早期事業再生計画」（同法14条１項・３項各号）および「権利変更議案」（同法12条１項・２項）について、前記③の方式で、通常の私的整理手続における「バンクミーティング」に当たる「対象債権者集会」（同法10条、11条、16条等）で決議することとされている（詳細は第２章第３節参照）。

二　バンクミーティングに向けた事前準備

バンクミーティングに向けた事前準備には、事業再生計画案への賛否の検討および他行との金融機関間調整がある。

1．事業再生計画案への賛否の検討

金融機関として事業再生計画案への賛否を検討するためには、事業再生計画案の検証が不可欠である。再生型私的整理手続において金融機関が事業再生計画案を検証する際のポイントは、次のとおりである。

❶　返済財源となるキャッシュフロー計画

第4章 バンクミーティングにおける代理人弁護士・外部専門家の姿勢

第1節　事前準備

一　協議事項の準備

1．私的整理手続におけるバンクミーティングの重要性

バンクミーティングは、債務者と金融債権者の協議によって手続を進める私的整理において、きわめて重要な手続である。金融債権者とは債務調整に向けた集団的な手続を実施していくため、債務者側にとってバンクミーティングは、多数の金融債権者に対して同時に同じ説明を実施する場としてふさわしい機会となる。さらに、多くの金融債権者を集めて実施していく私的整理における手続の要として、手続の透明性を確保し、安定した私的整理手続を進めることが可能となる。

他方、金融債権者にとっても、債務者側の説明に対して、どのように他の金融債権者が考えているのか把握し、また他の金融機関からの質問や意見を聞くことで理解を深めることができる貴重な機会である。債務者において気になるのは、声の大きな金融債権者がいる場合、その金融債権者が債務者提案の内容に否定的な姿勢であったときに、金融債権者全体がその声の大きな金融債権者の意向のほうに固まってしまうのではないかという懸念である。そのような懸念が現実的に存在する場合には、事前に当該声の大きい金融債権者に説明して理解を求めるほか、メイン行や手続実施者との間でも協議を重ね、債務者提案の内容に理解を得たうえで、場合によってはバンクミーティングにおいてメイン行に意見を述べてもらうよう依頼するなどの対応を行うことになる。

バンクミーティングにおいて、債務者側にてうまく説明を行うことができれば、債務者の提案に厳しい意見を持っていた金融債権者がいたとしても、その他の債権者がそれほど厳しい意見を持っておらず、むしろ債務者提案の内容にてまとめようという意向が強く見えた場合には、当該金融債権者の心情として一人だけ厳しく対応することで私的整理手続を滞らせてはいけないと思うかもしれない。債務者においては、質問や意見が集団的・集中的になされるため、非常に緊張する場面ではあるが、私的整理手続を円滑に進めるきっかけとなり得るものであり、バンクミーティングを成功させることは、私的整理手続を成功させるために不可欠である。

2．事前の内部協議

債務者は、バンクミーティングにおいて多くの債権者に対して説明を行い十分に理解してもらう必要があり、また、様々な角度からの質問や意見に対応することになる。そのため、バンクミーティングで説明・提案する事項については、事前に内部にて十分に検討しておく必要がある。万一十分な検討を経ず、単なる思い付きのようなことをバンクミーティングで提案しようものなら、債権者からの様々な質問や意見に対応できない状態に陥ることも想定される。そのため、例えば不採算部門の閉鎖とそれにかかるコストをバンクミーティングで説明する場合には、なぜ当該部門を閉鎖しなければならないのか、事業譲渡など代替する対応策はないのか、そのコストについては様々な方法を検討したうえでの内容となっているのか、さらに安くできないのか等、債務者内部にて議論を尽くし、その

第５章　法的整理手続による救済

第１節　民事再生法の趣旨・目的

一　再建型の法的整理手続

民事再生法の目的は、「経済的に窮境にある債務者について、その債権者の多数の同意を得、かつ、裁判所の認可を受けた再生計画を定めること等により、当該債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、もって当該債務者の事業又は経済生活の再生を図ること」にある（同法１条）。

このように、民事再生法の目的は、再生債務者である企業の事業の再生を図ることにあり、事業の廃止・清算を目的とする清算型の手続（破産手続、特別清算手続等）とは異なる。そのため、民事再生手続（以下、本章において「再生手続」という）は、破産手続等の清算型の法的整理手続との対比で、再建型の法的整理手続の一つとされる。

二　民事再生手続の特徴

１．ＤＩＰ型の手続

民事再生法は、事業の再生を図るという点においては、同じく再建型の法的整理手続である会社更生法とその目的を共通にするものである。しかしながら、会社更生手続（以下、本章において「更生手続」という）においては、管財人が選任され（会社更生法 42 条１項）、管財人が財産を管理しながら事業を行うことになり、従前の経営陣は経営から外れることになるのに対し、再生手続においては、原則として管財人は選任されず、従前の経営陣が引き続き経営を行うことになる（民事再生法 38 条１項）。更生手続のように管財人によって財産の管理や事業の遂行がなされる手続は「管理型」の手続とよばれ、再生手続のように現経営陣の経営権を維持したまま事業の再生を図る手続は「ＤＩＰ（Debtor In Possession）型」の手続とよばれる。ＤＩＰ型の手続である再生手続においては、従前の経営陣が引き続き経営にあたることで、事業価値の毀損を抑えながら円滑な事業再生を実現することが期待できる。

もっとも、①悪質な粉飾決算や使途不明金等が存在し、従前の経営陣のもとで著しく不当な資産管理がされていた場合、②放漫経営等により従前の経営陣が債権者の多数から信頼されていない場合、③病気やその他の理由により代表者の経営能力・意欲が失われている場合等、従前の経営陣にそのまま経営を任せることが適当ではないときは、利害関係人による申立てまたは裁判所の職権によって管理命令が発令され、管理命令により選任された管財人が財産の管理処分や業務の遂行を行う場合（管理型の再生手続）もある（同法 64 条）。

東京地方裁判所においては、2009 年までの間に管理命令が発令された通常再生事件は１件にとどまり、管理命令の発令に消極的な運用であったが、2010 年からはそのような運用を改め、2010 年１月から 2012 年 10 月までの間に管理命令が発令された通常再生事件は９件となっている（注１）。また、2019 年においては、東京地方裁判所に申し立てられ

（注１）　鹿子木康編『民事再生の手引〔第２版〕』513 頁（商事法務、2017 年）。